

令和 7 年 3 月 12 日

第 1 回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和7年3月12日(水) 午前9時0分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	藪 乃理子	2番	氏家 法雄
3番	大平 恭大	4番	藪内真由美
5番	門 秀俊	6番	兼若 幸一
7番	中野 一郎	8番	金井 浩三
9番	小川 保	10番	古川 幸義
11番	隅岡 美子	12番	村井 勉
13番	渡邊美喜子	14番	尾崎 忠義

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	岡部 登
教 育 長	三木 信行
会計管理者	村井 崇一
町長公室長	山下 佐千子
総務課長	谷口 賢司
政策観光課長	吉田 拓也
税務課長	西山 政有紀
住民環境課長	土井 真誠
住民環境課主幹	喜田 浩希
健康福祉課長	山内 剛
高齢者保険課長	松浦 久美子
建設課長	三谷 勝則
産業課長	植松 肇
消防長	青木 孝一
教育課長	池田 友亮
生涯学習課長	福田 純

1、議会事務局職員

事務局長	森 泰憲
事務局長補佐	小野 由美子
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開議 午前9時0分

議長（金井 浩三）

お早うございます。村井議員より通院のため、本日欠席しますとの連絡を受けていますことをご報告申し上げます。

一同、ご起立をお願いします。礼。

ご着席下さい。

本日も定刻にご参集頂きまして、誠に有難うございます。

ただ今、出席議員は13名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、1番 藪 乃理子 君、11番 隅岡 美子 君を指名致します。

日程第2. 一般質問を行います。

なお、質問者の1人の持ち時間は、質問と答弁を合わせて60分以内となっております。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許可致します。

初めに11番、隅岡 美子 君。

議員（隅岡 美子）

お早うございます。11番、隅岡 美子、順次、一般質問をさせていただきます。

一問一答方式でよろしくお願い致します。

まず、このたびの岩手県大船渡市の大規模火災におきまして、亡くなられました方にお悔やみを申し上げます。また、避難を余儀なくされている方々に、お見舞いを申し上げます。

質問は2点です。1点目の質問は、道路の陥没防止についてでございます。2点目の質問は、災害時に防災井戸として登録制度の導入についてであります。

それでは1点目の質問に入ります。道路の陥没防止について質問を致します。

全国で道路陥没事故の発生数が毎年増加する中、1月28日、埼玉県八潮市内の県道交差点で発生。トラック1台を巻き込み、周辺の市町の約120万人に下水道の利用自粛が呼びかけられるなど、住民の生活や経済活動に大きな影響を及ぼしました。

陥没の原因は、下水道管の破損と見られています。下水道管の老朽化や維持管理の問題を改めて浮き彫りにしました。再発を防ぐには、どのような対策をどう進めていくべきなのでしょう。

そこで、次の4点についてお伺い致します。まず、本町の下水道管の総延長について

お伺い致します。よろしくお願いいたします。

建設課長（三谷 勝則）

お早うございます。

隅岡議員の本町の下水道管の総延長についてのご質問に答弁をさせていただきます。

令和5年度末における本町の公共下水道事業で埋設している下水道管の総延長は、マンホールポンプで圧送するための小口径を含めると管径が75mmから800mmまでのものがあり、総延長は約98kmとなっています。

また、敷設している管種については、主に塩化ビニール管や鉄筋コンクリート管などになります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

2番目、総延長のうち、耐用年数が50年を超えているのは幾らでしょうか、ご答弁よろしくお願いいたします。

建設課長（三谷 勝則）

隅岡議員の耐用年数が50年を超えている下水道管についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町の公共下水道事業については、昭和61年度より事業を開始しており、下水道管で敷設後、約37年が経過している管が最も古いものになりますので、現在、本町において耐用年数が50年を超えている下水道管はございません。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁有難うございました。それで耐用年数50年を超えているのではないというご答弁でございまして、5年に1回の点検をする訳ですが、37年が経過しているのが最も1番古いということでございます。それが分かりました。その中で、今回その陥没防止の事故を受けて、これは新聞から抜粋したものでございますが、これは、神奈川県藤沢市というところで、早くから総点検を取り組んだということで、その地域のことでございますが、藤沢市いうところは、陥没防止に対してポテンシャルマップを地図に落として、そういったことを早期に防いだ件数も随分、減っておりますということでございます。市はマップを基に可能性が高いと評価された生活道路と埋設された下水道管を中心に早期から調査、修繕を続けてきました。その結果、発生数が徐々に減少し、15年時点で年間約120件に上がった件数は、23年度には30件ほどまで減ったということで、ポイントを絞り、効率的に調査出来たことが、結果に繋がったということで、例えば、ここに四つの要因を挙げております。多度津町に当てはまるかどうかは分かりませんが、一つ目は、地表の表面の地質が、砂質土であるということで、主に砂粒で構成されているということです。二つ目に、陥没の主な原因としては表面の地質が砂質土、それと二つ目、地下水が地表から3m位にもう流れとるそうです。それとか下水道管の形状が古く合流式のものとか、それか

ら汚水を下水道に流す下水取付け管が一定のエリアに密集しているということを調べてマップに落としたそうでございます。4項目に分けて評価をし、色を付けて、多く当てはまるほど陥没の可能性が高まったら、色が濃く表示をされるということで、ここは色が濃いから、危険度が高いんだなということが一目で分かるという調査の優先度も上がって防止に繋がったということで、こういったことを可視化をするということでございます。そういったところもありました。で、本町はそういうことであります。

それで、再質問です。再発防止策として経過をしているので、今後、再発防止策としてインフラの点検の在り方とか、この管路の腐食状態だけでなく地盤とか構造上の特徴なども検討してはいかがでしょうか、お願いします。

建設課長（三谷 勝則）

隅岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、下水道管については、先ほど答弁しましたが37年を経過したものもございます。今後、50年を経過する時期がまいります。下水道管の敷設については、平成9年から11年にかけてかなりの量をやっております。これについては、今後、先ほど言ったような腐食等、破損等が起きないように点検を実施して維持管理に努めていきたいと考えております。現在では古いものから少しずつではございますが、下水道管の点検を行っておりますので、今後も今回の事故の発生を受けて事故の発生が起る可能性の高いところを重点的に点検を進めていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

有難うございました。それで、これは水道管と水道管の接合部分が腐食をして、水漏れが発生したという、この間、今年の1月17日ですが、ある方からお電話を頂いて、すぐ現場へ駆けつけました。それで、現場へ駆けつけたらもう水道の工事の事業者さんが来てはって、もう、建設課にお電話せないかんということ電話しようとしたらもう建設課の職員がお二人おいでとって、そこで色々今後、どうしていくのかということを協議は、すぐその場でもスピーディーにして下さって、その日のうちにちゃんと修繕出来て、あと、きれいに舗装をきちんとして下さって、すごくその時に私思ったんですけど、対応が早くてもうびっくりしました。その節は有難うございました。相談者もすごく喜んでおりました。本町はどうしているか分かりませんが、期間を決めて水道工事の事業所さんが多度津町内にも何箇所かありますけれども、定期的に町内を巡回してるっていうのはあるんでしょうか、お願いします。

建設課長（三谷 勝則）

隅岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。

基本的には定期的というよりか、建設課は現場をかなり町内で持っております。

その間で担当の方で色々と現場を回ってますので、そういうところで破損等とか、そういった道路が傷んでるとか水道が漏水しているとかというところが発見出来れば、そういうところで対応しているという部分があるんですが、主にはやっぱり住民の方からご連絡を頂いているケースが非常に多いです。基本的には、そういったところで早期に対応していくことを心掛けて維持管理に努めております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

有難うございました。3 番目の質問です。今までに空洞調査、漏水調査、点検、定期点検等は実施されたのでしょうか、よろしくお願いします。

建設課長（三谷 勝則）

隅岡議員の空洞調査、漏水調査、定期点検等の実施についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご質問の空洞調査及び漏水調査については、本町では実施していませんが、下水道管路施設の調査、点検等については、平成27年の下水道法改正により、腐食の恐れの高い下水道管において、5年に1回以上の頻度で点検することが義務付けられております。

このことから、本町では令和2年度に管路施設の点検を実施しております。点検においては、特に修繕等が必要な管路施設はありませんでした。

また、次回の点検は令和7年度に実施する予定にしておりますが、今回の埼玉県八潮市で起きた下水道管の破損に起因すると考えられる道路陥没事故を受け、町内に埋設されている道路を定期的に巡視し陥没等の恐れのある箇所を把握するなど早期発見に努め、適切な対策を進めていきたいと考えております。

今後も住民の方が安全に安心して道路を利用して頂けるよう努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

有難うございました。答弁でございました。今後もしっかりと定期的に巡視し、陥没などの恐れがある箇所を把握して早期発見に努めてまいりますということで、本当に、これは大事なことであると思っております。それで昨日の門議員さんの質問のことでちょっと分からないことがあるので、この場をお借りしてお聞きしたいと思います。平成29年にテレビカメラを実施をして、66mの管路の腐食が見られたということの答弁がございましたが、そのテレビカメラについて教えて頂けませんか、よろしくお願いします。

建設課長（三谷 勝則）

隅岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。

昨日ちょっと答弁させて頂いた66mの下水道管の修繕につきましては、県が実施しているものでございますが、テレビカメラというのは普通のカメラです。下水道用

に管の中を確認出来るようなカメラなんです、それをマンホールからマンホール間を通しながら、カメラで実際に管内の状況を写せるようなカメラがございまして、そういったところでカメラを利用して点検をしております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

4点目です。町として、今後の下水道管の老朽化対策をどう進めていくのかについてお伺い致します。よろしくお願いします。

建設課長（三谷 勝則）

隅岡議員の今後の下水道管の老朽化対策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

下水道は、地域住民の生活に欠かせないインフラであり、特に今回の埼玉県の道路陥没事故を受けて、下水道管の老朽化対策が重大な課題であると認識しています。安全で快適な生活環境を維持するためには、下水道管の適切な管理と維持が重要です。

今後の下水道の老朽化対策については、まずは定期的な点検及び調査を実施し、現状把握を行い、老朽化した下水道管路の優先的な修繕や更新を計画的に進める必要があります。

しかしながら、全体的な下水道管路の修繕や更新には多額の事業費が想定されます。特に本町の下水道管路の約75%が、昭和61年から平成15年までの間に整備されていますので、今後約20年から30年の間で、これらの下水道管が耐用年数を迎えることになります。これから全てを更新するには、更新費用の平準化や更新の優先順位、修繕で対応する箇所等、中長期的な視点で対応出来るよう下水道管路施設に関する計画の策定が必要であると考えています。

引き続き、巡視や定期点検、調査を実施し、下水道管路で発生する問題を早期に発見し、適切な対応を図っていくとともに計画的な修繕や更新を行い、安全で安心な下水道サービスの提供が出来るよう努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

2点目の質問に入ります。2点目の質問は、災害時に防災井戸として登録制度の導入について質問を致します。

南海トラフ巨大地震が今後30年以内に起きる発生確率が、70%から80%を80%程度に引上げ、公表されました。今後、いつ起こるか予想がつかない災害で水道が長期間にわたり断水になった場合に備え、洗濯やトイレ等の洗浄など飲み水以外の生活用水として供給出来ると考えています。個人や企業などが所有や管理している井戸をあらかじめ登録して頂き、断水した場合には、地域住民が生活用水として無料で利用出来るような制度の導入を進めていくべきと考えます。町のお考えをお伺い致

します。

町長(丸尾 幸雄)

隅岡議員の災害時における防災井戸の登録制度の導入についてのご質問に答弁をさせていただきます。

防災井戸については、近年の自然災害の頻発を受けて、その重要性がますます高まっていると認識しております。特に地震や風水害などの災害時におきましては、安定した水の供給が求められます。防災井戸は、こうした状況において住民の生命を守るための重要なインフラとなります。

そこで、県では危機的渇水や大規模地震の発生時に地下水を生活用水（トイレや洗濯などの雑用水等）として活用出来るよう、平成28年度に香川県生活環境の保全に関する条例に基づき井戸の届出情報等を整理・電子化をしており、昨年、井戸情報の更新等を行い、各市町に情報提供がありました。

その内容につきましては、県が「香川県井戸情報管理システム」として管理しており、令和6年3月31日時点での県内の民間所有の登録数は662箇所であり、本町におきましては14箇所です。しかし、全ての井戸の動力が電動であるため、停電時の使用は不可となっています。また、14箇所全てが企業所有であり、個人による登録はありません。県におきましても知事が11月定例県議会の代表質問で「災害時等応急用井戸登録制度を創設して登録制度の円滑な導入を市町に働きかけてまいりたい。」と答弁をされており、町と致しましては、自主防災組織を中心に個人所有の防災井戸の登録を周知・啓発するとともに地域住民との連携を強化し、防災意識の向上を図ってまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員(隅岡 美子)

町長、有難うございました。県内においては、たくさん、662箇所、また本町においては14箇所ですけど、それは停電時で使えないし、企業所有の井戸であるということで、個人の登録はないというご答弁でございました。それで先ほど町長のご答弁の中にもありましたように、池田知事とその井戸の重要性についても触れられております。断水時には、飲料水を確保するための給水タンクの整備や私有井戸を生活用水として利用する災害時など、応急用井戸登録制度の全市町での導入に取り組んでまいります。また、県議会の一般質問においても、このように答弁をされております。香川型の災害時等応急用井戸登録制度を創設する災害時における生活用水の水源の分散化を図り、避難所などの生活環境が維持されるよう、努めて災害に強い香川づくり、環境が維持されるように取り組んでまいりますと、このように発信をされております。今、香川県内におきましては令和6年に東かがわ市が先駆けて、井戸の登録制度をされております。ホームページを見ますと井戸の地図にちゃんと落としておりまして、すぐ分かるようになっておりまして、数えましたら30箇所位ありまして、また、まんのう町におきましては、1月8日付けの四国新聞におきまし

て、災害時協力井戸登録をという見出しが載っておりまして、登録を町内の皆さんに呼びかけております。登録要件には様々な要件はありますが町で登録した井戸の情報は、自治会内とか自主防災会などでは共有しますがホームページなどでは公表はしませんとか、色んな制約があります。それで今のところは2箇所かも知れません。それ以後に、ひょっとしたら登録制度を設けた自治体も県内であるかも知れません。昔のことを言うとあれなんですけど、本当に私の家でも昔は井戸がありまして、その井戸水を滑車で汲んだりして、夏は非常に冷たくて、西瓜とか冷やして食べた思い出があります。今はもう家を建てたと同時にその井戸も潰しました。そういうことが、多分、他の町内においても多く見られると考えております。また、町内の中心部においては、あまり井戸というのがないかも知れませんが、そういう農業地域においてはまだ井戸が残っているとは思っております。使われてはないけど井戸があるというところがあると思います。今後、導入に向けて、まず、調査をしなければなりません。調査とか研究とか、そういったことを実施をされている自治体にもお聞きをして、どういう風にしたらええかということで、是非本町にも、これは非常に大事なことでありますので、実施して頂きたいと思います。1月1日に能登半島の地震が起きた時でも井戸がすごく助かったということで聞いております。中には飲み水はペットボトルで飲みますが、他の洗濯とかトイレとか、そういったところには井戸が活躍して、その当時、今でも現役で井戸を使ってあって、ポンプで汲み上げた水を隣近所の方に配ったり、また、周りの人が、その水をもらいに来たということで、大変、助かったということで聞いております。本町も是非そういう制度を導入して頂きたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上で11番、隅岡 美子の一般質問を終わります。有難うございました。

議長（金井 浩三）

これをもって11番、隅岡 美子議員の質問は終わります。

次に14番、尾崎 忠義 君。

議員（尾崎 忠義）

14番、尾崎 忠義でございます。私は、令和7年多度津町議会第1回定例会におきまして、第1点目に町民の暮らしに深刻な影響が出ている異常な米価高騰・物価高騰対策に対する町独自の具体的な支援策は、2点目に国の高額療養費見直しによる患者負担限度額の引上げでの町内患者・利用者の影響は、3点目に県道205号線多度津・丸亀線の奥白方工区開通の見通しと県道205号線の工事の進捗状況と拡幅工事の見通しはの3点につきまして、町長、教育長、そして各担当課長に対し、一問一答方式にて一般質問を致します。

この原稿は、3月4日時点ですので、以降の情勢の変化については、ご容赦を下さるようお願い致します。

まず最初に、第1点目の町民の暮らしに深刻な影響が出ている異常な米価高騰・物価高騰対策に対する町独自の具体的な支援策はについてであります。先月、2月28日、帝国データバンクは主要食品メーカー195社の価格改定動向調査を発表致しました。3月は冷凍食品を中心に2,343品が値上げされます。前年同月767品目の約3倍に上り、5箇月ぶりに単月で2,000品を超えました。2025年、累計の値上げ品目数は、早くも1万品超となりました。調査担当者は、生産コストの上昇が企業の利益に影響し、価格転嫁が避けられない状況になっていると分析をしております。3月は冷凍食品が一斉に値が上がり、味の素冷凍食品は「餃子」、「ザ・シューマイ」など家庭用54品の出荷価格を3%から10%引上げます。また、大塚食品はレトルトカレー「ボンカレーゴールド」6品の希望小売単価を221円から254円に、明治はバター・油脂類、12品目の出荷価格を最大約8%上げます。電気・ガス・水道料金もこの3月から値上げとなります。また、昨年夏の米不足以来、止まらない米価高騰。店頭では5kg当たりの平均価格が3,892円と昨年から米価が9割以上の値上がり、これは農林水産省の発表でございます。値上がりをしております。政府は、政府備蓄米の放出を決めましたが、消費者米価が下がるかは予断を許しません。米不足をもたらした最大の問題は長年の政府の米政策にあり、食糧危機打開へ米の減産から増産へと抜本的な政策転換に踏み込むことが求められています。

そこで、お尋ねを致します。第1点目に、農林水産省は今年6月末の民間在庫量を158万トンと見込んでおりますが、日本農業新聞は現在の減少ペースが続けば、在庫量は110万トンから130万トンになり、今年の夏も米不足に陥るとの試算を発表しております。そこで、学校給食の現場では全国11都道府県で必要量の確保に至っておらず、大きな不安を生じておりますが、1市2町の学校給食センターでの米は確保されているのかどうか、また、異常な米価価格高騰分及び食材の価格高騰分の差額についての負担は、各々、1市2町ではどうなっているのかお尋ねを致します。

教育総務課長（池田 友亮）

尾崎議員の1市2町学校給食センターでの米の確保がされているか。また、異常な米価価格高騰分及び食材の価格高騰分の差額についての負担は1市2町でどうなっているのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

1市2町学校給食センターで使用している米は、香川県学校給食会より購入しています。よって、香川県学校給食会に確認したところ、本県の米の供給については香川県農業協同組合を通じて購入しており、県内の需要分については確保されていると回答を頂きました。

また、1市2町学校給食センターが運用を開始した時点と比較して米及び食材価格高騰分に関しては令和5年度に給食費の改定を行い、さらに令和7年度にも改定を行います。ただし、保護者が負担する給食費については、上昇分を町費で対応する予定です。これは1市2町とも同じ取扱いとなっています。以上、答弁とさせていただきます。

す。

議員(尾崎 忠義)

ただ今、答弁がありまして、令和7年度にも改定を行う予定とのことですが、予算計上は、どの位の見通しになるのかをお尋ねを致します。

教育総務課長(池田 友亮)

尾崎議員の再質問に答弁をさせていただきます。

本年度、給食費の合計、予算額ですけれども1億1,000万円程度になっております。そのうち、町高騰分の負担額として2,000万円程度を想定しております。それを予算要求させて頂いております。以上、答弁とさせていただきます。

議員(尾崎 忠義)

2点目でございます。異常な米価高騰・物価高騰は、町民の台所と暮らしに深刻な影響が出ております。米価格の高騰は、去年農家が米を出荷した後のことで農家の収入増にも繋がっておりません。米不足の真の原因は、この20年間で5ha以下の中小家族農業が100万戸近くも米生産から撤退させられ、米農家が3分の1に激減したことにあり、大規模経営だけで、今後、国民の主食が賄えることが出来ず、国産米を守るためには、家族農業経営を中心に多様な担い手を支援して、安心して米づくり、野菜づくり、果樹づくりが出来る町の独自の具体的な支援策はあるのかどうか。また、町内での農家人口の減少及び農地の減少、これは転用、放棄地を含むことでございます。及び町内の米の生産量の過去5年間、どのように推移、つまり数字でも結構ですが、して来ているのかをお尋ねを致します。

産業課長(植松 肇)

尾崎議員の多様な担い手に対する具体的な支援策並びに町内の農家人口、農地及び米の生産量の過去5年間の推移についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず「多様な担い手」についてですが、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、令和6年度末に策定予定の「地域計画」において経営規模の大小に関わらず、意欲のある農業者の方々を「多様な農業人材」として位置付けることとしています。この中では、家族での営農を手助けするために働きながら農業を行う兼業農家やテレワークや飲食店など多様な仕事をしながら農業を営む半農半Xといった様々な経営形態の方々が含まれます。こうした方々のうち、一定期間以上、営農を継続する意欲があること、一定以上の農産物販売金額を目指すこと、地域農業の維持・発展に寄与し、積極的な営農展開を目指すこと等を要件に、その経営計画を県において認定する「多様な農業人材経営認定制度」が今年度より実施されており、本町においても2経営体がこの認定を受けています。

こうした「多様な農業人材」に対して、本町独自の制度ではありませんが、新たに導入する農業用機械・施設や空きビニールハウス等遊休施設の整備に係る改修、移設に係る費用の一部を補助する「多様な農業人材支援事業(こちらはハード事業とな

ります。)」があります。

今後も国や県の農業支援策を注視しながら、その動向を把握し、必要な支援が行えるよう、情報収集と研究・検討を続けていきます。

続いて、農業人口数につきましては、平成27年と令和2年の農林業センサスの統計値によりますと平成27年は595戸、令和2年は464戸と5年間で131戸の減少となっています。

また、香川県農業協同組合多度津支店の保有するデータによりますと直近5年間で香川県農業協同組合に米の出荷を行った農業経営体数は、令和2年度が217経営体、令和3年度が211経営体、令和4年度が204経営体、令和5年度が193経営体、令和6年度が173経営体となっています。

続いて、農地の減少については、固定資産台帳によりますと令和2年の田畑の合計は14,180筆、704.8ha、令和6年が13,807筆、704.4haとなっており、直近5年間で373筆、0.4ha減少しております。筆数に対し、面積の減少が軽微なことについては、現在行っている地籍調査の結果、農地の面積が修正されており、農地については、地籍調査により元の登記面積から1割から2割ほど面積が増える傾向があること、また、小さな農地を隣接する大きな農地へ合筆する事例もあり、それらの影響を受け、筆数の減少に対して面積が微減となっています。次に、転用による農地の減少については、令和2年度は33筆2.3ha、令和3年度23筆1.7ha、令和4年度45筆4.0ha、令和5年度35筆、2.2ha、令和6年度が35筆1.2haで合計171筆11.4haとなっています。

最後に米の生産量については、香川県農業協同組合多度津支店における米の出荷実績において、令和2年度が約420 t、令和3年度が約494 t、令和4年度が約456 t、令和5年度が約460 t、令和6年度が約399 tとなっています。これらの数字を見ますと米の出荷を行っている農業経営体数については減少傾向、米の出荷数量については増減がありつつも大まかには減少傾向となっています。以上、答弁とさせていただきます。

議員(尾崎 忠義)

再質問を致します。多様な農業人材経営認定制度は、2経営体が認定を受けているとのことですが、認定経営体の名称、名前はどうか、お願いします。また、この認定制度を増加させるための周知方法をお尋ねを致します。

産業課長(植松 肇)

尾崎委員の再質問にお答え致します。手元に2経営体の資料がございません。また後ほどご報告をさせていただきます。周知につきましては、各委員会、あるいは農協の集会等がございます。こういったところで農業者に対し制度のご説明と利用促進につきまして、ご発言させて頂いております。各経営体の方から要件等のご質問もございます。こういったことに一つ一つ答えながら、なるべく皆さんにこの制度を使

って頂くという風に今後とも進めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員(尾崎 忠義)

再々質問ですけれども多様な農業人材支援事業、ハード事業、これは県または国の独自の制度なのかどうか。そして、また、新たに導入する農業機械とか施設、また、空きビニールハウスなど遊休施設の整備にかかる費用、この費用を一部補助することですが、どのような補助の決め方になっているのか。また、町としては、独自の補助、支援は出来ないのか、お尋ねを致します。

産業課長(植松 肇)

尾崎委員の再々質問にお答えさせていただきます。

こちらの制度につきましては国が主導する制度となっております。一部県費を頂きながら、町費を上乗せして交付をしております。先ほどありましたとおり、ビニールハウスの再建、あるいは農業用機械の購入に際し、その生産能力に対して負荷がないものかどうかということを経県で審査して頂きまして、こちらを交付するようになっております。また資料を後ほどお持ち致しますのでそちらの方でもご確認をよろしくお願い致します。以上、答弁とさせていただきます。

議員(尾崎 忠義)

次に、2点目の国の高額療養費見直しによる患者負担限度額の引上げでの町内該当患者の影響についてであります。

高い医療費がかかったとき、患者負担に上限額を設ける高額療養費制度は患者の命綱です。つまり、高額医療費のセーフティーネットでございます。医療機関に支払った1箇月、これは、月の1日から月末までの自己負担が自己負担限度額を超えた分については、申請に基づき、高額療養費として支給されます。75歳になる月、つまり到達月でございますが、この限度額については特例があります。75歳未満の高齢者、これは、現役並み所得者を除く、この自己負担引上げの凍結が終了しましたが、高額医療費の自己負担限度額は、凍結終了による負担増が考慮され、低所得者については引上げられないことになりました。石破茂首相は、2月28日の衆議院予算委員会で、患者の自己負担限度額を上げる高額療養費制度の見直しについて、見直し自体は実施したいと明言し、患者や多数の世論が求める凍結撤回の声に背を向けました。自公政権の自己負担上限額の引上げは、今年8月、2026年、2027年の3段階で順次上げるものでした。石破茂首相は、今年8月からの患者負担引上げについては、予定どおり実施したいと表明した上で26年度以降に実施する所得区分の細分化については、本年秋までに患者団体の意見を伺った上で、増大する高額療養費を能力に応じてどのように分かち合うかという観点から改めて方針を検討し、決定したいと述べました。このことについて、石破茂首相が同日表明した高額療養費の負担上限引上げの見直しについて、負担増そのものは進めていくひどい姿勢が露わになった。白紙撤回すべきだ、当事者の声を聞かずに負担増ありきで進めてきたから

こそ、政府も再検討の必要性を認めざるを得ないのではないかと。8月からの引上げには道理がない。このままでは到底納得出来ないなど、リスクの高い難病患者、癌患者、重症者の長期入院患者などから、命を脅かす見直しについて、悲鳴に近い悲痛な声が上がっています。今、2人に1人が癌になっていると言われております。癌の薬物療法、つまり、化学療法は大きく進歩をしております。例えば、手術出来ない進行再発大腸癌の標準的な余命は6箇月でしたが、化学療法が定式化され、新薬が使えるようになり、31箇月に延びました。問題は薬が高額なため、月約17万円。しかし、高額療養費制度により実際の負担は約4万円でした。また、胃癌化学療法、これは通院でございますが、この患者の場合は、毎月約60万円から120万円の医療費が高額療養費制度により、実際の負担は約9万7,000円でした。この制度があることで患者は最善で必要な治療を受けられます。上限額が引上げられれば、治療費を支払えなくなった患者は、治療を断念せざるを得ません。経済状態によって治療の選択が制限され、命を失うことになります。皆さん、何で私がと思っている人が大半です。大腸癌、胃癌が発見されるまで、実は私もそう思っておりました。癌に限らず、病気はいつ、誰がなってもおかしくはありません。今回の見直しによって、高額療養費の患者負担上限額は月約8万円から2027年には約13.9万円と1.7倍に、これは年収約650万円から770万円の場合でございます。現役世代も高齢者も全ての所得層で負担増となります。

そこで、お尋ねを致します。第1点目には、基準額を超えた医療費が戻る高額療養費制度の自己負担限度額、特例、計算のやり方、手続について、分かりやすい説明を求めます。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

尾崎議員の高額療養費制度の特例、計算方法、手続の分かりやすい説明についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、議員のご質問の回答に先立ち高額療養費制度について改めてご説明致します。高額療養費制度は同じ月内の医療費の負担が高額となり、自己負担限度額を超えた場合、限度額を超えた部分の医療費相当額が高額療養費として支給される制度でございます。本町が把握出来る高額療養費制度は、国民健康保険と後期高齢者医療制度のため、この2保険についてご説明します。

まず、自己負担限度額は、被保険者の前年度所得や世帯における被保険者数や課税状況などにより所得区分、いわゆる負担区分が判定され、区分ごとに自己負担限度額が定められています。所得区分に応じて自己負担限度額が決定しているのは国民健康保険、後期高齢者医療制度ともに共通ですが、区分の種類、自己負担限度額の金額は一部異なっております。

次に、特例についてご説明します。75歳の誕生日を迎えた方の誕生月については、誕生日前の医療保険と後期高齢者医療制度の2つの保険に跨るため、自己負担限度額

を半額ずつ按分し、それぞれの制度で判定するという特例であります。

続いて、計算方法は冒頭の高額療養費制度についての説明の際に触れましたが、同じ月内の保険適用分の医療費の負担総額のうち自己負担限度額を超えた部分を算出しております。

最後に手続について、ご説明致します。被保険者が医療機関において医療費を支払ったのち、数箇月後に保険者に診療報酬明細書が届きます。保険者にて診療報酬明細書を確認し、内容が妥当であると判断された場合、月ごとの医療費の合計額のうち、自己負担限度額を超えた部分について支給しております。支給対象者には保険者が申請書を送付し、被保険者から申請書の提出がなされた後に支給しております。以上、答弁とさせていただきます。

議員(尾崎 忠義)

次に2点目でございます。リスクの高い難病患者、癌患者、重症者の長期入院患者等で高額療養費を利用している人は、現在、町内には何名、パーセントでも構いませんが、該当者患者への影響はどのようになるのかをお尋ねを致します。

高齢者保険課長(松浦 久美子)

尾崎議員の現在、高額療養費制度を利用している被保険者のうち重篤な患者の割合と自己負担限度額の引上げに伴う該当患者への影響についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町の国民健康保険と後期高齢者医療制度の被保険者に係る診療報酬明細のうち、傷病名や診療内容を踏まえた集計は困難であるため、高額療養費該当者のうちの重篤者の割合を算出することは出来ません。

ただし、本町国民健康保険の令和6年度の高額療養費の支給実績は、1箇月の平均件数が145件、平均支給金額は1,501,134円です。被保険者数の約3.8%の方が対象となっています。

また、本町後期高齢者医療制度の令和6年度の高額療養費の支給実績は1箇月の平均件数が578件、平均支給金額は3,072,556円です。被保険者数の約13.6%の方が対象となっています。

該当患者への影響は国の検討次第ですが、自己負担額の引上げ分が負担増となると考えられます。以上、答弁とさせていただきます。

議員(尾崎 忠義)

次に3点目をお尋ね致します。患者負担増の限度額の引上げにより4割が治療中断、6割が治療回数減の回答が寄せられておりますが、町の見解はどうかをお尋ねを致します。

高齢者保険課長(松浦 久美子)

尾崎議員の患者負担限度額の引上げにより治療中断や治療回数を減らすとの回答が寄せられているが、町の見解はどうかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

す。

高額療養制度の見直しについては、現在、国において検討されており、それに基づいて実施することになります。本町の国民健康保険としては医療を必要としている方が必要な医療を受けられるよう適正な給付の支給に努めるとともに高額療養費の受給対象者が減少するように保健事業に取り組み、疾患の早期発見、早期治療や重篤化予防に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員(尾崎 忠義)

再質問を致します。自己負担限度額につきまして、負担割合が1割負担、2割負担、3割負担、そして、負担区分が現役1、現役2、現役3、あるいは一般2、一般1、区分2、区分1とあります。また、自己負担限度額は、外来で個人単位と外来プラス入院、これは世帯単位となっておりますが、この内訳についてですけれども私が実は現役の1の負担区分に当たっております。そうしますと、これを見ますと4万4,400円。これ以上が限度額で返ってくる訳でございますが、実際に癌治療をすると4万4,400円は最低でも支払われなければなりません。そういう意味におきまして、この自己負担限度額について患者負担の限度額について、町の方でもこの一覧表を分かりやすく、提示をして頂きたいと要望をしておきます。これは要望でございます。

次に最後に3点目に県道205号線、丸亀・多度津線の奥白方工区工事進捗状況及び今後の開通見通しと県道205号線、青木・庄修理免より以西への道路拡幅工事の見通しはについてであります。現在、令和7年3月24日まで県道205号線、奥白方工区で下池の道路拡幅工事が一昨年度、昨年度の2回にわたって実施をされております。その間、下池までの県道拡幅工事が中断して約30年が経過しようとしております。そして、北の前から箕手までの約1kmが工事が未実施のままでした。その間、沿線の畑には草が繁茂し、毎年1回、業者による草刈り作業が実施されてきました。当初、さぬき浜街道工事のため、迂回路として優先的に開通させるとのことでしたが、用地買収が終わった以降、道路拡幅工事がされないままでもございました。また、同じく県道多度津・丸亀線205号線の東西道路と県道多度津・善通寺線212号線の南北道路、つまり、庄の修理免交差点、ザグザグ前の交差点より西へ青木経由して、山階、白方池、水附池交差点、そして山階岡交差点までの約1kmの県道205号線は道路幅が4mしかなく対向車との通行に支障を来しており、交通渋滞等で長年、沿線住民、通勤、通学児童にとっては危険道路として指摘を受けている県道でございます。また、県道拡幅工事予定地にも関わらず、建築許可が出され、道路際まで住宅が新築され、ますます県道205号線の拡幅工事が不可能となっております。そこでお尋ねを致します。1点目には、県道205号線奥白方工区工事進捗状況と箕手、つまり、奥白方、見立の境界の峠までの約1km間の開通見通しはどうかをお尋ねを致します。

建設課長(三谷 勝則)

尾崎議員の県道205号線奥白方工区の進捗状況と未整備区間の開通見通しについてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご質問の県道205号線多度津・丸亀線については、県管理の都市計画道路であります。また、奥白方工区における未整備区間の拡幅計画については、車道7.0m、両側に3.5mの歩道を設置した幅員14.0mの道路となっております。

また、現在の進捗状況を県に確認したところ、未整備区間の800mのうち、下池地先において約120m区間の拡幅工事に着手しているところであり、現在は、下池の一部を埋立てるための大型ブロックの設置工事を順次進めております。

来年度も引き続き、ブロックの設置工事を施工する予定です。

また、未整備区間の開通の見通しについては、現時点では未定とのことですが、今後も早期開通に向け、鋭意取り組んでいきたいとの回答でありました。以上、答弁とさせていただきます。

議員(尾崎 忠義)

次に2点目でございます。山階岡交差点より西の県道205号線が見立までの区間が1日でも早く、開通することにより奥白方地区、ひいては見立地区での農業振興、そして多様な担い手支援、産業育成により、人口減少、少子高齢化減少に歯止めがかけられ、1日も早い開通が望まれておりますが、町、県の考え方はどうなのかをお尋ねを致します。

建設課長(三谷 勝則)

尾崎議員の県道205号線奥白方工区早期開通による町、県の考え方についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご質問のとおり、本路線の整備は地域の農業振興や人口減少対策において非常に重要な役割を果たす道路であると考えております。特に農業や産業は地域経済の基盤であり、農産物の流通を円滑にするためには、交通インフラの整備が不可欠であります。

また、人口減少が進む中、地域の活性化を図るためには住民が快適に生活出来る環境を整えることが重要であり、本路線の整備は地域間のアクセス向上や移動の利便性を高めることで、住民の生活を向上させるとともに地域への定住促進に寄与するものと考えています。

早期の開通については、工事の進捗状況や天候など様々な要因によって影響を受けますが、県としては出来る限り早期の開通を目指し、取り組んで頂いております。本町も引き続き、県と連携を図り、早期に開通出来るように努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員(尾崎 忠義)

次に3点目でございます。県道205号線つまり、庄修理免の交差点から山階、青木、山階岡交差点までの4m道路部分の拡幅工事の見通しと道路拡幅工事の実施計画

はどうなっているのかをお尋ねを致します。

建設課長（三谷 勝則）

尾崎議員の県道205号線青木工区道路拡幅工事の見通しと拡幅計画についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご質問の県道205号線多度津・丸亀線の青木工区における未整備区間の拡幅計画については、車道9.0m、両側に3.5mの歩道を設置した幅員16.0mの道路となります。

また、青木工区の進捗状況を県に確認したところ、未整備区間の1.6kmのうち、県道多度津・善通寺線から四箇小学校西側の町道44号線交差点までの約500mの区間の拡幅工事を進めています。

また、令和4年度から用地買収に着手し、令和5年度から6年度には用地買収のほか、整備効果の早期発現のため、用地買収を完了している一部区間の拡幅工事を施工しております。

来年度も引き続き、用地買収及び物件移転の交渉や拡幅工事が可能な箇所から順次、施工していく予定であります。次年度以降も未整備区間の早期完成に向け、切れ目なく整備に着手出来るよう取り組んでいきたいとの回答でした。

今後も引き続き、県と連携しながら早期完成に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員(尾崎 忠義)

次に4点目でございます。県道205号線開通のために障害になっているのは何か、これをお尋ねを致します。

建設課長（三谷 勝則）

尾崎議員の県道205号線青木工区の開通で障害になっているものは、何かについてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご質問の開通で障害になっているものについて県に確認したところ、現在、令和4年度より用地買収及び物件移転補償の交渉に着手をしておりますが、地元関係者からも早期の整備要望のある路線であることから、地権者のご理解ご協力を頂きながら、計画どおり順調に用地取得を進めています。

また、物件等の移転補償のある用地については、建物の除却や移転等に時間を要する物件もありますが、現在のところ円滑に進んでおり、本路線の整備予算についても重要路線に位置づけられていることから重点配分され、現在のところ障害になっているものはないとの回答を頂いております。

また、議員ご指摘のありました拡幅予定地にも関わらず道路際まで住宅が新築されていることについてですが、本路線は都市計画施設として定められている道路であります。計画施設内に住宅等を新築する際は、都市計画法で定められている第53条の許可申請が必要となっております。本条項は建築確認申請の前段で許可を受

けるものであり、都市計画の施設整備を円滑に執行出来るよう建築物等の構築に制限を加える条件付きの建築許可でありますので、本拡幅工事の事業執行は円滑に行えるものと考えております。

今後も地元関係者の方にご理解ご協力を頂ながら県と連携し、拡幅工事が難航することのないよう努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員(尾崎 忠義)

再質問致します。都市計画法が決定されても、まだ工事の施工予定者が定められていない段階では、建築物の建築をするには知事の許可が必要、これは先ほど言われました都市計画法の第53条ですが、小規模なものなど例えば2階以下で地階のない木造建築物の改築、または移転、これは許可が不要でございます。これは、同法施行令の第37条に明記されております。また、建築許可申請があった場合、第1点目には2階以下で地階がないこと、それから主要構造物が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造などで容易に移転、若しくは除去出来るもの。2点目には、また、その地域の都市計画の建築物に関する定めに適合するの1、2のいずれかに満たすときは、知事は必ず許可をしなければならないと定められております。これは都市計画の第54条、ただし、近い将来、例えば5年から10年くらい、都市施設、道路、公園などの事業が見込まれた知事が指定した区域では、上記基準を満たす場合でも不許可とすることが出来る。これは、都市計画法第55条の第1項でございます。不許可となった場合それにより、土地の著しい支障を来す時は、土地の買取りを申し出ることが出来る。これは同法56条の1項に定められております。逆に知事は上記申出から30日以内であれば、先買権行使が認められます。同法57条3項と定められております。このことについて、法的に問題はないのかどうかをお尋ねを致します。

建設課長(三谷 勝則)

尾崎議員の再質問に答弁をさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、都市計画法の中で、全く建築物が認められてないということではございません。ただ、この建築許可をおろす時に当然、都市計画道路にかかってくるということには、建築者が承諾して頂いております。今現在のところ、県の方で確認しているところで、そういった形で用地買収、また、物件補償に対して支障を来しているところはないという風にお聞きしております。以上、答弁とさせていただきます。

議員(尾崎 忠義)

最後に5点目でございます。県道205号線の全線開通、完成により交通安全対策上からも通勤、通学、通学児童の安全安心のためにも、また、町内南半分の基幹幹線道路として町発展のためにも重要な役割を担っており、何よりも最優先に工事実施を強く、町として県に要望しているのかどうかをお尋ねを致します。

町長(丸尾 幸雄)

尾崎議員の県道205号線の早期完成を県に要望しているのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

本路線につきましては本町中央部を東西に結ぶ市街地幹線道路であり、住民生活の利便性の向上や地域経済の発展に大きく寄与する重要路線の道路であります。議員ご質問のとおり、本路線は幅員が狭く、車両の対向が困難であり、また、小・中学生の通学路でもあることから交通安全の対策上、課題となっている道路であります。また、令和3年3月に県道善通寺・多度津線から県道多度津・善通寺線までの多度津工区が開通されたことにより、大型車両等の通行が増加している状況であるため、早期の拡幅整備が必要であることから、令和3年6月に県道多度津・丸亀線の未整備区域区間における早期完成について中讃土木事務所長に要望書を提出致しました。議員ご指摘のとおり、本路線は1日も早く通学児童が安全に安心して利用出来る道路として整備することが急務となっている路線でありますので、早期の整備を引き続き、県に要望をしてまいります。この道路につきましては、私どもも常に知事本人と色々な機会がある時にお問い合わせをしております。また、この道路につきましては、多度津町として最優先で開通しなければいけない道路だと考えておりますので、私ども多度津町から輩出しております県議会議員とも連携、歩調を合わせながら、このことについては常に要望をしているところであります。そして以前は、この道路は北と南、両方とも拡幅するということでしたけれども、今は北側だけ拡幅をしていくということで、南側の家に関しましては、全然問題がないと。そして北側の道路に関しましては、新しい家は建てられない、そして、そこを拡幅していくということで一つだけ場所的にネックがあったんですが、そこも解決をしておりますので、これからは早くっていうても、どの位の程度なのかっていうのは今、私の方では、これは県道ですので分かりませんが、今の池田知事は、国交省の出身の方ですので、私どもの考えていること、要望に関しては、よく聞いて頂ける知事でありますので、もう少し待って頂いて、あとは予算が付いたら出来ると思っております。そういうところまで来ていると思っておりますので。以上、答弁とさせていただきます。

議員(尾崎 忠義)

引き続き、町として県に切実に要望を繰り返しして、1日でも早い完成を求めて頂きたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

長らくのご清聴有難うございました。

議長(金井 浩三)

これをもって、14番、尾崎 忠義 議員の質問は、終わります。

ここで、ご報告申し上げます。会議冒頭で、村井議員が通院のため本日欠席しますと報告しましたが、通院が終わり、現在入室されています。

よって、現在、出席議員は14名であることをご報告致します。

ただ今より、休憩と致します。

再開を10時50分と致します。よろしくお願い致します。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時50分

議長（金井 浩三）

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開致します。

次に2番、氏家 法雄 君。

議員（氏家 法雄）

2番、氏家 法雄、一般質問をさせていただきます。

初めに平成以降で国内最大規模となる岩手県大船渡市の山林火災は、今週になってようやく鎮火しました。しかしながら、現在これまでは、懸命の復旧活動が続いておりますが、被害に遭われた皆様には、改めてお見舞いを申し上げますとともに一刻も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

さて、今回の議会では、多度津町の少子高齢化対策について、いくつか質問させていただきます。

丸尾町長は3月に発表した「施政方針」の中で「楽しい子育ての応援に繋がる施策の充実に努めてまいります」と述べ、「孤立感や不安を抱えている妊婦や子育て家庭が少なくなく、全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てが出来るよう、子育て支援体制の確保・強化」に取り組むと強調しております。

具体的には「子育てをしやすい環境づくり」として、ひとつ「産後ケア事業の充実」、ひとつ「乳幼児を預かり保育する『一時預かり事業』の更なる充実に努め、利用促進」、ひとつ「待機児童問題」、ひとつ「放課後児童クラブ」の充実といった対応を掲げています。

そこで、質問に移ります。本町では施政方針にある通り具体的な4つの施策で「子育てをしやすい環境づくり」に取り組むとのことですが、まず最初に産後ケア事業についてです。

こちらは「多度津町に住民票のある産後1年未満のお母さんと赤ちゃん」が助産院に宿泊する利用とデイサービス的な利用で「からだ」「こころ」「育児」のサポートに取り組む訳ですが、1年間の受入れ件数と直近の利用実績をお示し下さい。

健康福祉課長（山内 剛）

氏家議員の多度津町産後ケア事業の1年間の受入件数と直近の利用実績についてのご質問に答弁をさせていただきます。

当該事業につきましては、令和5年度はデイサービス型が3件、宿泊型（1泊2日）が

1件、令和6年度（2月末現在までですが）は、宿泊型の1泊2日が1件、それぞれ町内の「みゆき助産院」、または、高松市の「ぼっこ助産院」での利用実績があります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

特に身近に相談する相手がいない単身世帯やシングル世帯の方にとっては、この産後ケア事業は悩みや不安を解消するためには必要不可欠な事業だと思います。様々なツールを使って事業の周知啓発を引き続き、お願い出来ればと思います。次の2つ目なのですが「多度津町に住民票があり、保育所、幼稚園、認定こども園等に属していない生後2箇月から満3歳以下の乳幼児」を一時的に預かる「多度津町乳幼児一時預かり事業」についてです。こちらも1年間の受入れ件数と直近の利用実績をお示し下さい。

健康福祉課長（山内 剛）

氏家議員の多度津町一時預かり事業の1年間の受入件数と直近の利用実績についてのご質問に答弁をさせていただきます。

当該事業につきましては、令和5年度は登録児童33人、受入件数は延べ218件、令和6年度2月末現在までですが、登録児童28人、受入件数は延べ257件の利用実績があります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

今、2つの事業の実績についてお示し頂いたんですが、そこでちょっと再質問させていただきます。件数の方は分かったんですが、それぞれの事業について予算とその執行額、実際どれ位、動いているのかを分かるように、ご明示頂けませんか。

健康福祉課長（山内 剛）

氏家議員の再質問に答弁をさせていただきます。

産後ケア事業につきましては、令和5年度当初予算が3万4,000円で、補正等を行って執行額が8万2,400円です。令和6年度は当初予算が6万8,000円で、2月末現在ですが執行額は6万6,000円です。一時預かり事業につきましては、令和5年度当初予算が284万円で、これも補正をさせて頂いて296万2,800円。令和6年度が当初予算が同じ284万円で、執行額が、これも補正させて頂いて323万9,400円となっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

非常に予算配分としては、少額な事業になるかと思うんですけれども子育て世帯にとっては極めて重要な事業だと思います。そこで質問というよりは、お願い出来ればと思うところなのですが、繰り返し何でもこの子育てに限らず、この事業の周知をお願いしますっていうことをよくお伝えするんですけれども、例えば何を使って周知、広報するのかっていうところで、例えば「広報たどつ」もありますが、現

状では全戸配布されてない状況です。ですので、「広報たどつ」ひとつとっても情報格差がある状況です。特に、またSNSを活用して周知徹底する。しますという答弁もよく頂くんですが、昨日確認したところでラインの登録者が年末に800程度だったと思うんですが、こちらが成人式でちょっとアピールをしたことで、昨日現在で1,001名になったと伺ってます。例えばSNSの代表的なツールで旧ツイッターのX、こちらも今朝確認すると600幾らかで、昨年、僕が聞いたのとほとんど横ばいです。なので周知、広報するっていうことっていう意味をもう一度考えて欲しいんですが、要はやってますっていうだけじゃ受益者には情報が伝わってないんです。特に行政のサービスっていうものは、ほとんど申請主義になります。ですから知らないからサービスに繋がらないっていうことが、まあまあ多いと思います。ですので、広報で周知をしました。SNSで発信しました。果たして町民に届いてるのかっていう問題があると思いますので、まず、こちらの工夫をお願いしたいと思います。例えば、この産後ケアとか一時預かりに関しても乳幼児の定期健診の折に何度もこういうサービスがありますよっていうのを一言添えるだけでも違ってくるかと思しますので、そういう取組をやることで多度津町は手厚く寄り添ってるんだなっていうところと本当に中身のある事業になっていると思いますので、それをお願いしたいのが一つです。もう一つ、僕も10月から町内で3人のお子さんを育てて1歳から4歳位なんですけれども、お母さんのお手伝いというか、ちょっとご主人が亡くなって、1人で子ども3人を育てるっていう状況の中で、4歳児位まで風呂に入れるのが大変なんです。その間の見守りなんかに行ってるんですけど、まあまあこれ、しんどいんですよ。例えば丸亀市なんかですと社会福祉協議会が主体となってファミリーサポート事業っていうのがありまして、例えば東京の中野区なんかですと6時から24時まで子どもの対応する位のサービスなんですけど、こういうものをいきなり多度津町に入れるのは不可能なんですね。限られた予算の中で何をやっていくのかっていう現実には不可能なんです。で、それが予算がないっていう表現になるんですが、それはもう我々も皆さんも百も承知している中で、どこの自治体もかかる経費、固定費っていうのは何割か絶対支出しなきゃいけない前提の中で、どういう風に創意工夫していくのかっていうことを考えると、例えば、そのファミリーサポート事業を入れるっていうのは不可能なんですね。だとすれば、この一時預かり事業、産後ケア事業というものが少しだけ使いやすくなることでファミリーサポート事業の役割を担っていけるものにもなるはずですよ。例えば、産後ケアに関しては1歳未満までっていうところを3歳未満までに延長する。それに対してまた実績の予算を見ながら、3年・5年で修正をかけていく。また、あるいは、この一時預かりに関しても保育所、幼稚園、認定こども園等に属していない乳幼児が対象になります。この垣根を払うだけでもファミリーサポートに代わる子育て支援の多度津町独自のサービスになるものだと思いますので、そういう創意工夫っていうのをお願い出来れば、大き

な予算編成をすることなく、細かく住民の満足度の向上に繋がる。それがひいては多度津町の人口減少対策、また、住みやすいまちに繋がっていくと思いますので、その2点、お願い出来ればと思います。

そこで、3つ目の住みやすい子育て世帯に対する質問に移ろうと思うんですが、多度津町に限らず保育士不足っていうものが待機児童問題を招いている訳なんですけど、多度津町では独自に実施しております保育士確保対策への補助のほか、老朽化に伴う施設整備に対する支援を行っていくと丸尾町長は施政方針で述べております。そこでお伺い致します。多度津町での待機児童は年度途中で調べてみたところ1桁ベースで件数が出ておりますけれども、その補助に対する効果について、また、もう一つは施設整備に対する支援の例について、お伺い出来ればと思います。

健康福祉課長（山内 剛）

氏家議員の保育士確保対策への補助と老朽化に伴う施設整備に対する支援についてのご質問に答弁をさせていただきます。

保育士確保事業対策として、本町では「多度津町保育士人材紹介料支援事業」を実施し、保育所等が有料紹介事業者を利用して保育士を採用した場合に紹介手数料等の半額（紹介保育士1人につき上限額50万円）を補助しています。当該事業の利用実績として、令和5年度は4箇所の保育所から申請があり、雇用人数は11人で補助額は403万円。令和6年度は3箇所の保育所から申請があり、雇用人数は8人で補助額は200万円でした。

全国的に保育士が不足しているため、保育所が独自で募集を行ったり、公的機関を利用して募集を行っても応募がほとんどない状況です。費用は掛かりますが、現在、有料紹介事業者を利用することによって保育士が採用出来ているため、本事業は町内保育所の保育士不足に対応出来ており、待機児童対策に貢献出来ているものと認識しています。

老朽化に伴う施設整備に対する支援につきましては、令和3年度から令和4年度にかけて愛光保育園の改築工事に対して補助を行いました。令和5年度及び令和6年度は、老朽化による施設整備は行っておりません。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

ご答弁有難うございます。待機児童の問題は、私事になりますけれども子育て中は東京で暮らしていたので、非常に他人事ではない問題と経験的に認識しております。香川県の統計を見ると高松市で例年100人前後で推移しておりますが、人口や出生数が減少しているから毎年数名で推移している本町の事例ってのは、致し方がないところもあるんですけれども、それに対する対応として今後は付け焼刃的な場当たり対応でよしとするのではなくて若い世代が逆に言えば、待機児童が集まるような待機児童問題が深刻な問題になるような多度津町に是非、矛盾した言い方ですけどもなって欲しいと願うばかりですので、こうした例えば雇用の問題に関しても

例えば保育、介護はもう常に求人不足で、こういった有料紹介を使わないと求人が集まらない。事業が出来ないってのが現状ですので、こうした制度があることは、保育の事業者にとっては非常にメリットの大きなものだと思いますので、継続支援の方をお願いしたいと思います。

そこで次は放課後児童クラブについてお伺いしたいと思います。

来年度より放課後児童クラブは、指定管理者として実績のある民間企業に委託をしていく流れで、今回の議会でもこちらのものが議案として上がっておりますが、受入れた場合なんですが、受入れ後、利便性の向上が期待されるということなんですけれども、新年度より大きく変わる要点について、ご説明下さい。

健康福祉課長（山内 剛）

氏家議員の放課後児童クラブの指定管理者に実績のある民間企業が選定された場合の大きく変わる要点についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本議会で議案を提出させて頂いております「放課後児童クラブの指定管理者の指定」については議員の皆様の議決を頂いてから正式に決定するものですが、「多度津町放課後児童クラブ指定管理者選定審議会」において指定管理者の候補者として決定している民間企業は39都道府県200自治体で放課後児童クラブ事業を受託している実績があり、県内でも6自治体で実績があります。これまでの実績から長期休暇中の受け入れ時間の延長等について柔軟に対応することや長期休暇中の保護者の負担軽減として、お弁当の提供を行うことが出来る見込みである旨の提案がありました。

また、本議会で議案を提出させて頂いております「多度津町放課後児童クラブ条例の一部改正について」提案説明を申し上げましたとおり、現在、休業日となっております土曜日に利用希望者がいる場合には開所することとしております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

有難うございます。受け入れ体制の拡大に伴い「保護者が安心して就労出来る環境づくり」というものを引き続き、お願いしたいと思います。

そこで放課後児童クラブの運営についてのもう一つの質問に移ろうかと思いますが、施政方針でも令和2年度から「香川県作業療法士会の協力」を得て「放課後児童クラブ巡回等支援事業」を実施し、「保育環境の充実に努めております」とあります。これまでのこちらの実績について、お示し頂きたいのと指定管理者変更後は、この協力は継続するのかについてお伺い致します。

健康福祉課長（山内 剛）

氏家議員の放課後児童クラブ巡回相談等支援事業についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町では、放課後児童クラブの利用希望者が増加する中、発達特性を持つ利用児童

も増えていることから、放課後児童クラブ支援員が専門家による助言や指導を受け、実践に繋げることで児童及び支援員がともに過ごしやすい環境を整えることを目的として、令和2年度より「放課後児童クラブ巡回相談等支援事業」を実施しております。

発達特性に関する知識を有する作業療法士等の専門職が各校区放課後児童クラブを月1回程度訪問し、放課後児童クラブ支援員に対し、支援を必要とする児童の早期把握・早期対応のための助言や適切な環境の整備に関する助言等を実施しています。

実績と致しましては、令和2年度は豊原校区、四箇校区だけでしたが、合計35回、令和3年度から全校区放課後児童クラブを対象に合計41回、令和4年度が合計46回、令和5年度が合計54回となっております。

なお、指定管理者変更後も本事業を継続する予定となっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

一つ、確認の再質問なんですが、作業療法士の放課後児童クラブ巡回相談等支援事業っていうものは、放課後児童クラブ支援員に対する研修と言いますか支援員に対する事業っていう考え方でよろしいでしょうか。

健康福祉課長（山内 剛）

氏家議員の再質問に答弁をさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、放課後児童クラブの支援員に対する助言とかアドバイス、放課後児童クラブ自身のお子さんに合った環境づくり、施設とか設備とかに関して助言を頂いております。また、保護者等に関しても、こうアドバイスしたらとかという助言を頂いて、そのお子さんが育つようにという助言頂いております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

今、施政方針で示された4つの具体例について細かくお話を伺うことが出来ました。途中でもお話ししたとおり、引き続き、住民に本当に伝わるようにして欲しいのと中身を変えていくことで、予算がなくても出来る挑戦というものを続けて欲しいと思います。また、例えば先ほどもファミリーサポート事業を丸亀市がやってるっていう事例は紹介しましたが、中身については中野区の事例、24時までってのは中野区、東京都になりますけれども、前回の12月議会でも不登校の問題を取り上げてまして、多度津町は他の市町より非常に寄り添った対応が出来ているっていうのは、やはり丸亀市なんかに比べますと多度津町の事業規模の小ささっていうものが、僕は武器になってると思うんですね。もちろん人口規模も違います。ですので、いきなり例えば、給食費の無償化をやるっていうのは、非常に予算的に困難が伴います。ですので、住民の方の中には、道路1本挟んで丸亀市に移った方がラッキーみたいな向きもありますが、そうじゃないものっていうのは創意工夫で出来るは

ずです。きめ細かく寄り添う対応というのが現状でサービスとしてある訳ですので、そこを深く広くなっていくように取り組んでいって欲しいと思います。

次の2つ目の子どもを授かる環境について、本町はどのような取組をされているのか伺っていかうかと思ひます。

厚生労働省は2月27日に人口動態調査の速報値を発表しましたが、2024年に生まれた子どもの数は72万988人と統計を取り始めた1899年以降で最少だったとあります。

香川県では出生数は5,326人で、前年比4.6%の減少と言ひます。昨年1年間に減少した香川県の人口はおよそ8,500人で、25年間連続して人口減少が続いており、本年2月、池田知事は「非常に危機感を感じている」と述べ、新年度、令和7年度の当初予算案に定住に向けた産業振興などの事業を盛り込みたいという考えを示してあります。

加えて池田知事は、進学や就職で県外へ出る人が多く「香川県での定住を考えると魅力ある仕事が必要だ」とも述べてあります。

そこでお伺ひ致します。多度津町でも定住に向けた産業振興などの事業があるかと思ひますが、こちらについて、お伺ひ出来ればと思ひます。

町長（丸尾 幸雄）

氏家議員の定住に向けた産業振興などの事業についてのご質問のうち、産業振興対策について答弁をさせていただきます。

去る令和7年2月3日に行われた県知事の定例記者会見において、池田知事は令和6年分の香川県人口移動調査結果によると県の人口が25年連続で減少していること、そして、その要因の一つが進学や就職で県外へ転出する人が多いことを挙げ、県内での就職先を確保する必要がある、魅力のある企業の県内立地、既存企業の事業拡大、そして県出身の大学生にこれらの県内企業を知ってもらうことが重要であると述べてあります。

本町における人口減少は、県内市町の中では比較的緩やかではあるものの、非常に大きな課題であり、危機感を持って取り組むべき課題であると考えてあります。人口減少は地域の活力を損なう要因となっており、多くの人々が定住するためには、雇用の場を確保することが非常に重要であり、そのための取組が必要であると認識をしております。

本町の産業振興対策と致しましては、働き手の確保と就労先である企業の誘致を目的として多度津町企業立地促進条例による助成金交付を行っております。これは、例えば、町内に1億円以上の工場等を新設し、かつ、本町の住民基本台帳に記録されている新規常用雇用者を5人以上確保した場合、新たな施設に対して賦課された固定資産税相当額を助成金として3箇年にわたり交付するものでございます。この制度より企業の設備投資を促し、さらに町内の新規雇用の確保に努めてまいります。

最近、町内の既存企業において事業拡大の動きが活発となっており、本助成金の活

用により事業拡大とともに地元の雇用への波及効果が期待出来る状況となっております。

今後も引き続き、企業の新たな設備投資に支援を行うことで町内での雇用先の確保に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

今の町長から説明のありました対策については、昨日、総務課長の方からも税収向上にも繋がるというご説明がありましたので、引き続き、民間企業への支援で町内が豊かになっていくように取り組んで頂ければと思いますが、こうした産業振興のほかに何か令和7年度以降、新たな取組がありましたら、ご教示頂ければと思います。

政策観光課長（吉田 拓也）

氏家議員の再質問に答弁をさせていただきます。

令和7年度の新規事業については、奨学金を借り入れて高校や大学などを修学した上で、本町に居住し県内で就労している方に対して、その奨学金の返還の一部を助成する若年層を対象とした移住・定住促進奨学金返還支援事業を開始する予定でございます。本事業の目的と致しましては、昨今の地方からの若年層の流出は、ほとんどの地方自治体において大きな行政課題の一つとなっており、特に高等教育を受けた人材が都市部へ流出する傾向が顕著となっております。

議員ご指摘のとおり、本町においても若年層の流出超過が進んでおり、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によると2040年には15歳から29歳までの町内人口が現在より約25%減少すると推計をされておりますことから、本町のこれからの人口減少対策としても喫緊の課題であると認識をしております。

これらにより、学生のおよそ2人に1人が利用している奨学金を町が一部返還支援を行うことで若年層の流出抑制や本町への移住・定住の促進を図っていきたいと考えております。

現時点で事業概要については、高校・大学等を卒業後に県内に就労し、奨学金を返還し始めた翌年度から29歳まで申請することが可能で、前年度に返還した奨学金の元金と利息の合計額を対象に年間上限12万円まで助成するものでございます。

具体例を申し上げますと、高校等を卒業後の仮に19歳から奨学金の返還を開始した方の場合、20歳から29歳までの10年間で最大120万円の助成を受けることが可能となります。

なお、今後も奨学金の返還支援だけを念頭に当該事業を行うのではなく、他部署で実施している就業や子ども・子育て、生活環境などの移住・定住に関連する各種施策との連携を常に図りながら、制度の見直しを含め適宜改善を図ることで、より効果的な本町の若年層の流出抑制や移住・定住の促進に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

この奨学金の返済っていうものは、現実には学生から社会人になった方々にとっては非常に大きな足枷になっている部分があります。近隣市町でも、この奨学金の一部返還補助をされてるところはあるんですけども、10年間で120万円後押し出来るってのは、一つ頭が出てる非常に素晴らしい対応だと思いますので、今、吉田課長からご説明のあったとおり、奨学金事業だけで完結するのじゃなく、他の事業と連携しながら、広く利用と定住に繋がっていく取組を見ながら、年度毎って言いますか補助事業の内容も随時更新していったらいいと思います。さて、池田知事は香川県での定住を考えると、魅力のある仕事が必要だと述べていますが、本町では、こうした魅力ある仕事づくりについて何か取組をされているのでしょうか。こちらをお示し下さい。

産業課長（植松 肇）

氏家議員の魅力ある仕事づくりについてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、「魅力ある仕事」とは、一般的に仕事と生活のバランスが取れていることや高収入であること。やりがいを感じ、あるいは優れた技術を身に着けることが出来る仕事などが挙げられます。このような魅力ある仕事や職場は町内にも多く存在し、例えば、全国で1社しかないような技術を持つ業者や世界的にも大きく貢献している企業、また、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる企業があります。しかし、これらの企業が地元住民に知られておらず、求人を行ってもなかなか人材を確保出来ないという状況が町内企業の共通課題となっています。

先ほどの香川県知事の記者会見にもあったように町内においても進学を機に県外へ転出し、そのまま就職するという状況があります。その一因として町内の子どもたちが地元の企業を知らないということが挙げられます。そこで、令和6年10月に多度津中学校において地元企業PR事業を実施しました。当日は町内の21事業者にご協力を頂き、中学校の体育館にブースを設け、自社の魅力を中学2年生に説明して頂きました。開催後に実施したアンケートの結果では「地元で就職したいと思う」、または「少しそう思う」と回答した生徒が7割に上りました。参加した事業者及び教育現場からも継続的な実施の要望があり、今後も継続して実施し、将来、子ども達にとって地元での就職が選択肢の一つとなることを期待しています。

また、県に設置されている地方版ハローワーク「就職・移住支援センター（ワークサポートかがわ）」では、県内の労働人口の増加と県内企業の人材確保を目的に学生や求職者と県内企業のマッチングを行っています。さらに、県が運営する就職支援サイト「ワクサポかがわ」では、県内企業の情報や魅力を積極的に発信しています。県では、今後さらに県内の就職促進に力を入れるとしており、県出身の大学生等を対象とした就職イベントを中国地方で開催したり、民間の就活情報サイトに県内企業を紹介する記事を掲載するなど県内企業の魅力を発信していくようです。本

町としましても県が行う各種事業と連携し、町内企業の情報発信や人材確保に努めていきます。

本町の独自事業としては、今年度、多度津商工会議所とともに町内企業を紹介する「多度津企業ガイド2025」を発行し、二十歳のつどいや県内の大学、高校、そして中学校等へ配布を行いました。この企業ガイドも2年に一度改訂していますが、若者が手に取った時に企業の魅力が伝わるよう、前回から全面改訂を行いました。

今後も将来を支える若者に町内企業の魅力が伝わるよう継続的に実施し、情報発信の方法も含め、研究・検討していきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

例えば昨年、中学校で行って頂いた地元企業を紹介する事業に関しても、そもそもなところからいきますと、ご答弁にあったように多度津町の住民が多度津町の企業についての理解があまりない。認知されてないっていうところを子どもから知っていくことによって、例えば高等教育を受けた者の流出が問題となっておりますので、早期に地域を知っていく。それぞれの事業を知っていく。それをまた、その流れの中で、次は高等教育を現実に受けてる者に対するPRっていうものも続けてお願い出来ればと思うんですが、一つだけ細かい再質問なんですけれども、この企業のガイドブックが全面改定されたっていうことなんです、大きな変更のポイントだけ、お示し頂けますでしょうか。

産業課長（植松 肇）

氏家議員の再質問にお答えさせていただきます。

今回、企業ガイドの方を刷新致しました。県内に配布をするために従前は多度津町についての項目がございませんでした。なので、冒頭、多度津とはどんな町かという風な形で多度津町についての紹介を含めさせていただきました。それに加えて、従前のものにつきましては、行政色の強い文体と色使いとなっておりますので、今回新たに刷新しましたものは、こういった形でちょっとポップな色使いで若者が手にとって分かりやすい、そういった形の色使いに代えさせていただきました。それに加えて、各事業所の方から代表者の方、あるいは先輩の従業員の方、こういった方からメッセージを頂戴致しまして、この職場はこういった仕事ですよ。こういった魅力がありますといった一言を添えて頂くといった形でこちらの掲載を致しました。加えて、各企業さんにご協力頂きまして、事業内容の会社見学が出来るかどうかというところも可否を含めて掲載を致しました。以上が大きな項目となります。

議員（氏家 法雄）

僕も頂いただけでちょっと中身をまだ拝見出来てなくて大変恐縮なんです、そこでもう一つ、再々質問なんです、企業ガイドの中には多度津町役場っていうのは入ってるんでしょうか。

産業課長（植松 肇）

氏家議員の再々質問にお答えさせていただきます。

町役場につきましては、今回の企業ガイドには掲載がありません。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

もちろん多度津町役場ってのは企業ではありませんので、企業の一つとして載せるのはいかななものなのかっていう考え方があるのは承知してるんですが、例えば本町における高等教育を受けた者の流出が大きな問題になってるんですが、見方を変えると多度津町役場っていうのは、高等教育を受けた優秀な人材の受入れ口でもある訳ですよ。そういうところも魅力的なアピールが出来る行政職員も働きやすくなるでしょうし、新たな知恵も湧いてくる。そこからまた、活性化も行われていくものだと思いますので、そうした視点というものも留意されながら、例えば、令和7年度にまた、中学校で企業説明会をやるのであれば、多度津町もひとつ出展してみるのはいかがかなと思いますので、是非ご検討頂ければと思います。

そこで、これまで子育て支援とか人口減少をどう食い止めるのかっていう産業面での支援について、お話を伺った訳なんですけど、施政方針では冒頭で、重点施策の1点目と致しまして人口減少対策としての地方創生事業と掲げ、移住定住交流人口及び関係人口の増加を図ってまいります。とあります。先に紹介しましたが2月3日の香川県知事の発言として、およそ80万人まで減少すると予測されている中で、出来るだけ早く増加に反転させて将来100万人の人口になるよう、今やれることをしていきたいと述べています。本町でも繰り返しになりますが、人口流出・減少が大きな問題となっておりますが、今後、本町では、香川県のように出来るだけ早く増加に反転させていくのでしょうか。その具体的な目標数値というものはございますでしょうか、お伺い致します。

政策観光課長（吉田 拓也）

氏家議員の人口の目標数値についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町の人口については平成2年の24,080人をピークに現在まで微減の状態が続いており、令和2年国勢調査人口は22,445人、令和7年2月1日現在の住民基本台帳人口は21,787人となっております。一方で、国立社会保障・人口問題研究所が令和5年12月に公表した「日本の地域別将来推計人口」に準拠して、本町の将来人口の推計を行ったところ、このまま人口減少対策を行わなかった場合、45年後の令和52年には本町の人口は12,866人まで減少すると予測されております。

議員ご質問のとおり、県においては県の総合計画である「人生100年時代のフロンティア県・香川」実現計画において「人口100万人計画」を掲げていることは承知しておりますが、同計画では、まずは、高齢化・人口減少に対応しつつ、将来的な人口増のために安心・安全で、あらゆる人から生活の場として選ばれる地域社会づくり

に取り組むとされており、現時点での県の最新の人口ビジョンである「かがわ人口ビジョン（令和2年3月改訂版）」では、令和42年に人口約77万人を維持するように努め、さらにその先の長期的なビジョンにおいて人口増への転換を目指していくものと認識しております。

次に人口増減に関する重要な指標の一つに「合計特殊出生率」があります。この合計特殊出生率については、転入や転出等の社会増減がないと仮定した場合に人口が長期的に増えも減りもせず一定となる数値が概ね「2.07」とされています。しかし、平成30年から令和4年の期間における本町の合計特殊出生率は「1.49」であり、香川県は「1.5」、全国では「1.33」となっております。このように本町を含め、日本全体の人口減少に歯止めがかかっていない現状において一転して人口増加を目標とすることは、現実的ではないものと考えております。本町としては、地方創生と人口減少対策の取組をより一層推進することで、まずは、その人口減少の速度を出来る限り緩やかなものにしていきたいと考えています。

以上のことから、本町の人口については、本年度策定する「多度津町人口ビジョン（2025年改訂版）」において、令和52年度に15,000人を維持することを人口の目標数値として設定する予定でございます。

今後も本町の人口減少対策に関する計画である「たどつの輝き創生総合戦略」の効果検証を毎年度実施するとともに、それぞれの事業担当課とも協力して関連する各種施策の推進を図ることなどによって、出来る限り本町の人口減少を緩やかなものとし、例え人口減少局面にあったとしても持続可能で活力のある地域であり続けられるよう継続して取り組んでいきたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

今の答弁を伺いまして、正直、僕は安心したっていうのが、本音のところになります。

日本は2011年から本格的な人口減少社会となり、この現状が続いていくと2050年過ぎには1億人を切り、さらに減少していくことが予測されています。色んな国とか県とか市町では考え方は異なってくると思うんですが、こういった問題がある時に成長とか拡大で乗り越えていこうっていう大きな声も聞こえてくるころはあるんですけども、今、我々が考え直さなきゃならないのは、明治以降100年以上にわたって続いてきた「拡大・成長」を基軸とする社会の在り方からの大きな発想の転換が求められているという事実ですよね。その事実を受け止めた上で、どういう取組が必要になってくるのかっていうことを考える上では、先ほどおっしゃって頂いたように一転して人口増加を目標とすることは、現実的ではないものと考えていますと仰って頂いたことに安心をしております。その中で、どういう社会を作っていくのかということが今後の人口ビジョンの策定の中でも必要な手続にはなってこようか

と思うんですが、自ら地方に移住して、そこで演劇を一つの切り口にしながら、人間が豊かになっていく社会を作っていくことに努力されている劇作家に平田オリザさんという方がいらっしゃいまして「下り坂をそろそろと下る」という著作の冒頭で次のように述べています。下り坂を下がっていくことには、寂しさがつきまとう。未だ成長型の社会を望んでいる人は、この寂しさと向き合うことを避けようとしている人々である。一方で成長は終わった。成熟型の社会、持続可能な社会を作ろうという方たちもまた、この寂しさをないものとして素通りしているように私には思える。それでは問題は何も解決しないと述べています。坂の上の雲を見上げて猪突猛進することが不可能である以上、寂しさと真正面から向き合い、成長のない縮小していく社会の中に希望を見出し、制度設計していくことをお願いしまして、2番、氏家 法雄、一般質問を終わらせて頂きます。有難うございました。

議長(金井 浩三)

これをもって、2番、氏家 法雄 議員の質問は終わります。
以上をもちまして、本日の日程は全て終了致しました。
これにて、散会致します。有難うございました。
一同、ご起立をお願いします。礼。
ご着席下さい。

散会 午前11時44分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため
ここに署名捺印する。

令和 7 年 3 月 12 日
第1回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記